

令和7年度 岩手県意見表明等支援事業委託仕様書

第1 事業の概要

社会的養育が必要な子どもの権利擁護を推進するため、意見表明支援員が施設等を訪問し、子どもの話を聴き取り、子どもに代わって、児童相談所、児童の措置先の施設等へ意見を伝えることにより、子どもの意見表明する権利を守る。

第2 委託事業の名称

令和7年度 岩手県意見表明等支援事業

第3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

第4 委託業務の内容等

1 委託業務の基本方針

- (1) 本委託業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」及び「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」について（令和5年12月26日付子こ支虐第224号こども家庭庁支援局長通知）に基づき実施すること。
- (2) 県内の社会的養育の現状を分析し、岩手県社会的養育推進計画（2020～2029）に掲げる目標達成を視野に入れて計画的に業務を遂行すること。

2 意見表明支援員について

- (1) 意見表明等支援員とは、施設等を訪問し、社会的養護の子どもの話を聴き取り、必要に応じて代弁することにより子どもの意見表明する権利を守る専門職員である。

なお、意見表明等支援員の行う活動を補助するための補助員が同行することを妨げない。

- (2) 意見表明等支援を行う団体は、子どもの意見を的確に聴くことができる資格（※）の保有者又はそれと同等の経験を有する従事者が所属していること。

業務の実施に先立ち、補助員も含めた本事業従事者の名簿（資格・相談等の経歴や採用経過年数も記載すること。）を県に提出すること。業務委託期間中に、提出した名簿に変更が生じる場合は、事前に変更後の名簿を県に提出すること。

（※資格：弁護士、社会福祉士、児童福祉司任用資格、医師、看護師、保育士、公認心理士等。アドボケイト養成講座を受講した者を含む。）

- (3) 意見表明等支援員は、「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」に沿った対応ができるよう、県が適当と認める研修を受講すること。
- (4) 意見表明等支援員の活動を補助する者についても、施設等訪問前に「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」の内容を参考に、事前に所属内で研修やトレーニングを行うこと。

3 業務の内容

(1) 子どもの意見表明権保障に係る意見聴取

ア 目的及び内容

意見表明支援員が、社会的養護の子どもの話を聴き取り、子どもに代わって、児童相談所、子どもの措置先の施設等へ意見を伝えることにより、子どもが意見を表明する権利を守る。

イ 意見聴取対象施設

宮古児童相談所一時保護所及び県内の児童養護施設

ウ 年間訪問回数

対象施設	実施回数	【参考】 R6 定員(暫定定員)
宮古児童相談所一時保護所（宮古市）	12 回以上※	10 名
児童養護施設みちのく・みどり学園（盛岡市）	12 回以上	43 名
児童養護施設青雲荘（盛岡市）	年 1 回以上	44 名(43 名)
児童養護施設和光学園（盛岡市）	（回数については、各施設及び県との協議による）	44 名
児童養護施設清光学園（花巻市）		44 名
児童養護施設一関藤の園（一関市）		46 名(44 名)
児童養護施設大洋学園（大船渡市）		41 名

※ ただし、児童の入所状況によって、訪問実施回数に満たない場合はこの限りではないこと。

エ 事業実施に係る打合せ

受託者は、対象施設等と日程調整し、事業の実施方法について事前に打合せを実施すること。

オ 意見聴取対象者への聴き取り

- (ア) 受託者は、意見聴取対象者から、一時保護に関する意見、措置に関する意見、現在の生活や環境、将来への希望、職員への要望などについて、別紙の設問を踏まえて、意見聴取対象者が語るままの意見を聴き取ること。
- (イ) 意見聴取対象者が意見聴取を希望しない場合は、意見聴取は行わない。意見聴取を実施している最中であっても、意見聴取対象者が意見聴取を希望しない場合は、その意思を尊重し中止すること。
- (ウ) 意見を聴き取る時間は、一人につき 30 分から 1 時間程度とする。ただし、

意見聴取対象者の様子に応じて時間の延長、短縮を行うこと。

- (エ) 意見を聴き取る際は、複数対応を基本とすること。意見聴取対象者が、意見表明等支援員の補助員に話すことを希望した場合は、意見聴取対象者の希望を尊重すること。なお、補助員が聞き取った内容は意見表明等支援員にも共有する旨、あらかじめ意見聴取対象者に伝えること。

キ 意見聴取対象者の意見の代弁

受託者は、意見聴取対象者の希望に応じて、児童相談所や児童養護施設、岩手県社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置部会等への出席等により意見の代弁を行うこと。その際は、伝達方法（誰が、いつ（いつまでに）、どのような形で）については、意見聴取対象者の意向を尊重し、意見聴取対象者の意見をそのままの言葉で伝えること。

被措置児童虐待等、重大な権利侵害や緊急事案を発見した場合は、意見聴取後、遅滞なく県に報告すること。

ク 報告書の作成と提出

受託者は毎月、別途定める報告書様式に基づき、業務実施状況をまとめ、翌月 10 日（3 月分は 3 月 31 日）までに県に提出する。

- (2) 子どもの権利擁護に関する普及啓発等、県が実施する研修等への協力
- (3) 岩手県社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置部会への出席
- (4) 対象施設以外の一時保護所及び児童福祉施設等との意見交換への出席

4 その他

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは運営等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、上記アに該当しない限りにおいて本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は、事前に再委託の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法等、必要事項について県に書面により協議し、了承を得なければならない。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）、「個人情報の保護等に関する条例」（令和4年岩手県条例第49号）及び契約書別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

受託者は、意見聴取対象者の個人情報の保護について必要な措置を執り、業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行について、必要な指導・教育を行うこと。

(3) 守秘義務

受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 合理的配慮

本委託業務の履行にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項に基づく「岩手県知事部局における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成28年2月15日付け障第900号保健福祉部長通知）第3に規定する合理的配慮について留意すること。

(5) 有識者等のスーパーバイズについて

県が外部の有識者からスーパーバイズを受けることを指示する場合があること。

(6) 疑義が生じた場合の協議

本委託事業の実施にあたり疑義が生じた場合は、受託者と県において協議するものとする。

【別紙】

意見聴取内容【3（1）オ（ア）に関すること】

- 以下の質問を参考に、意見聴取対象者の意見を聴取してください。
 - ・一時保護所や施設の中の困りごとや気になること
 - ・職員やまわりのおとなに話しにくいこと、遠慮して言わなかったこと
 - ・親のこと、家族のこと、人との関係
 - ・将来のこと（進学、仕事、暮らしなど）
 - ・自分自身のこと（楽しいこと、やってみたいこと、不安なこと、イライラすることなど）
 - ・一時保護や施設入所の決定にあたって、児童相談所の職員からあなたの思いや考え（意見を聴かれたか。児童相談所の職員から説明されたことに納得しているか。
 - ・そのほか意見聴取対象者が話したいことを聴いてください。
- 意見を言うことを強制する、あるいは追い詰めることなく、安心して話せる環境を作って聴いてください。
- 答えを出す必要はありません。誘導的にならずに、ありのままに聴いてください。
- 意見聴取対象者が秘密にしてほしいと言うことは、原則として秘密でよいですが、権利侵害の事案は必ず報告してください。